

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(記録の整備)

第三条 特別養護老人ホームの設置者は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者又は入居者（以下「入所者等」という。）の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 入所者等の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 条例第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第二十二條第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 条例第二十三條第三項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(食事)

第四条 特別養護老人ホームの設置者は、栄養並びに入所者等の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。第六条第一項及び第九条第一項において同じ。）の設置者は、入所者等が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第五条 特別養護老人ホームの設置者は、常に入所者等の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者等又はその家族からの相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第六条 特別養護老人ホームの設置者は、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、入所者等が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者等又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者等の同意を得て、これらの者に代わって当該手続を行うものとする。

3 特別養護老人ホームの設置者は、常に入所者等の家族との連携を図り、入所者等とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、入所者等の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第七条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者等の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

(施設長の責務)

第八条 施設長は、職員に第三条から前条まで及び次条から第十七条までに規定する事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第九条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第十条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催し、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第十一条 特別養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者等のために、あらかじめ文書により、協力を得ることができるとする病院又は入院施設を有する診療所を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力を得ることができる歯科医療機関を定めておかなければならない。

(地域との連携等)

第十二条 特別養護老人ホームの設置者は、地域住民との連携及び協力をを行い、地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームの設置者は、提供したサービスに関する入所者等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(ユニット型特別養護老人ホームの食事)

第十三条 ユニット型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下同じ。)の設置者は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供し、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるように必要な時間を確保しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等)

第十四条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者のし好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供し、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

(ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等)

第十五条 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

(地域密着型特別養護老人ホームに併設される事業所等の規模)

第十六条 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等を併設するとき は、地域密着型特別養護老人ホームが小規模でより地域に密着した居住環境を提供する施設であることを踏まえ、当該指定短期入所生活介護事業所等を併設したことによって地域密着型特別養護老人ホームとしての趣旨を損なうことのないよう、当該指定短期入所生活介護事業所等の入所定員等を定めなければならない。

(地域密着型特別養護老人ホームと地域との連携等)

第十七条 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを含む

む。以下同じ。)の設置者は、その運営に当たっては、入所者等、入所者等の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、運営推進会議から要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームの設置者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。